

過剰貸付防止関係の質問事項

- 貸付にあたり、他社からの借入件数についてどのような基準を設けているか。貸付後の他社からの借入状況についてどの程度の頻度で確認しているか。他社から借入が行われた場合、与信管理面でどのような基準でどのような対応を行っているか。
- 貸付にあたり、借入人の債務残高について、借入人の収入や資産などとの関係でどのような基準を設けているか、あるいは設けていないか。
- 債務者本人からの返済であっても、実質的には親族等が立て替えている例があるとの指摘があるが、それがどの程度の割合か把握しているか。同様に、債務者本人からの返済であっても、それを他の貸金業者からの借入で賄っている例があるとの指摘があるが、それがどの程度の割合か把握しているか。こうしたことを防止するために有効な手段があるか。
- 平均的な返済期間はどの程度か。返済期間の上限につきどのようなルールを設けているか、あるいは設けていないか。
- 返済期間に関連して、リボルビング払いについて、毎月の最低返済額をどのように決めているか。
- リボルビング方式の貸付の場合、貸付残高が長期にわたり維持されるとの指摘があるが、顧客当たりの平均貸付残高と平均貸付期間はどの程度か。
- 貸付残高が一定程度に長期間維持される顧客の場合、通常の銀行の貸出金利と比較して、20%を超える金利は極めて高く、多重債務の原因となっているとの意見が懇談会でもあったが、そのような場合でも大部分の顧客は健全な借入を行っていることを示すデータはあるか。

追加的な質問事項(日賦貸金業関連)

- 日賦貸金業については、特例金利の根拠が今日の社会経済情勢から乖離している(例えば、送金手段が整備された現在において、貸付期間の100分の50以上にわたり業者が集金を行うことが、資金需要者のニーズに沿っているか)との指摘が懇談会でも出されたが、どうか。
- 事業者貸専業である日賦貸金業者が、団地で広告ちらしを配布する事例があるとの指摘があるが事実か。また、振込みによる返済を行っている事例があるとの指摘もあるが事実か。